②　措置対象特定食料等の期間別の供給目標数量
③　食料供給困難事態対策の実施に関する全般的な方針
④　食料供給困難事態対策の実施に関する重要事項
を内容とする食料供給困難事態対策の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることとし、本部長は実施方針を定めたとき及び変更したときは、直ちに、当該実施方針を公示してその周知を図る。

なお、③の全般的な方針には、実施する食料供給困難事態対策の基本的な考え方、各措置の概要等について記載し、④の重要事項には、対象事業者や期間等の具体的な内容について記載するものとする。

また、関税定率法[11]、買占め及び売惜しみ防止法[12]、国民生活安定緊急措置法[13]、食糧法[14]、物価統制令[15]、石油需給適正化法[16]その他法令の規定に基づく措置を講ずる必要がある場合には、その旨を実施方針に定めた上で、各法令の要件に従い、本部の下で関係省庁が連携して措置を講ずるものとする。

３　食料供給困難事態の発生の公示等

本部長は、食料供給困難事態が発生したと認めるときは、本法第12条第１項の規定に基づき、食料供給困難事態が発生した旨及び当該食料供給困難事態の概要の公示をし、並びにその旨及び当該概要を国会に報告する。また、当該公示をした後、食料供給困難事態を解消するための食料供給困難事態対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、本部長は本法第12条第２項の規定に基づき、速やかに、食料供給困難事態が終了した旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

本部長は、食料供給困難事態において、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるときは、本法第12条第３項の規定に基づき、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。また、当該公示をした後、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないおそれがなくなったと認めるときは、本部長は本法第12条第４項の規定に基づき、速やかに、その旨の公示をし、及びその旨を国会に報告する。

Ⅳ　各段階における対策

１　本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

食料供給困難兆候等を未然に防止し、又はその早期の解消を図るためには、国内生産の増大を基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を行うことにより、平時から食料の安定供給の確保を図ることが重要である。

このため、平時から、農業生産の基本となる農地や農業者などの生産基盤や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進することにより食料自給率の向上等を図る。これらに加え、本基本方針に示す食料供給困難事態対策を機動的に講ずることができるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保等、以下の取組を平時から推進する。

（１）食料供給困難兆候の発生の状況に関する情報の収集・分析

食料供給困難事態対策を機動的に講ずるためには、平時から国内外の食料需給に関する情報を収集・分析し、特に食料供給困難兆候の発生が懸念される事案については速やかに把握し、その影響を分析する必要がある。このため、農林水産省において、主要な農林水産物等の生産国・輸出国における動向を調査・分析するとともに、関係省庁が有する国際的な物流状況等に関するデータや、我が国における食料供給の減少につながり得る気象状況等に係るデータ等も踏まえ、その影響を予測・分析する。また、これらを効率的かつ効果的に行うためにデジタル技術を活用しつつ関係省庁や関係団体と連携するものとする。

また、平時から、これらの食料供給に影響を与える可能性のある様々なリスクの検証を行う。

なお、状況の推移によって、食料供給困難兆候等に発展するおそれがある場合には、平時から行っている情報収集・分析を強化するとともに、国民への適時適切な情報提供を通じて、国民の不安感の払拭に努めるものとする。

（２）総合的な備蓄の推進

食料供給困難兆候等に的確に対処するためには、平時から、本法第４条の規定（特定食料等の需給状況に関する報告の徴収）も活用しつつ、国内における特定食料又は特定資材のサプライチェーンの状況を把握し、食料供給困難兆候等の発生時に、特定食料又は特定資材の出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を速やかに行うことができるよう備えることが基本となる。

備蓄は、そのような食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得るが、備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であることに留意する必要がある。

くわえて、食料は、その特性として時間の経過による品質低下を伴うものが多いため、その備蓄については、基本的には定期的に在庫を回転させる必要があるほか、温度管理のできる貯蔵施設の確保も必要になるなど恒常的にコストが発生する。そのため、国による備蓄や国が民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、財政負担を考慮する必要がある。

---

[11] 関税定率法（明治43年法律第54号）。
[12] 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）。
[13] 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）。
[14] 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）。
[15] 物価統制令（昭和21年勅令第118号）。
[16] 石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）。